

後期高齢者医療制度からのお知らせ

保険証が新しくなります

8月1日(土)から後期高齢者医療制度の保険証が「オレンジ色の保険証」に変わります。新しい保険証は7月中旬に簡易書留で郵送します。8月以降は、新しい保険証を医療機関の窓口で提示してください。なお、有効期限は、令和3年7月31日です。

しい保険証を確認してください。
保険料の滞納がある方
有効期限が短い「短期保険証」となり、国保年金課窓口での受け渡しになります。

※郵便局に転送の届出をされていても、保険証は転送先には届きません。保険証を住民票の住所地以外で受け取りたい場合は、別途市役所で手続きが必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証について
住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(減額証)の交付が受けられます。減額証を医療機関で提示することにより、窓口負担や入院時の食事代が減額されます。

窓口負担(一部負担金)の割合
医療機関にかかるときは、前年の所得をもとに、医療費の1割または3割の窓口負担をします。後期高齢者医療制度に加入の方で、住民税課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方は、3割の窓口負担になります。新しい保険証を確認してください。

限度額適用認定証について
窓口負担が3割の方で、住民税課税所得が145万円以上380万円未満(現役Ⅰ)、380万円以上690万円未満(現役Ⅱ)の方は、「限度額適用認定証」(限度証)の交付が受けられます。限度証を医療機関で提示することにより、窓口負担が軽減されます。

を医療機関で提示することにより、窓口負担が軽減されます。

※減額証及び限度証をお持ちでない方は、国保年金課で申請してください。

※現在、減額証及び限度証をお持ちの方で、令和2年度も引き続き該当する方には、新しい認定証を7月下旬に郵送します。更新の申請は必要ありません。

保険料の納付について

被保険者の方に「令和2年度後期高齢者医療保険料額のお知らせ」を7月中旬に発送します。年間保険料額などについてご確認ください。なお、保険料の納付方法や納期限について詳しくは、7ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症などで、後期高齢者医療保険料の納付が困難な方は、国保年金課へご相談ください。

問い合わせ

国保年金課
☎ 84-10652

令和2年度の後期高齢者医療保険料の算出方法と軽減措置

年間保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」を合計して計算します。

※令和元年度(平成31年度)と比べ、保険料率や軽減措置などが変更となっています。詳しくは、はんだ市報4月1日号をご覧ください。

保険料の算出方法

$$\text{所得割額 (所得金額-33万円) \times 所得割率9.64\%} + \text{均等割額 被保険者一人当たり 48,765円} = \text{保険料額 (限度額64万円) ※100円未満切捨て}$$

保険料軽減措置

1. 所得の低い世帯の方の軽減

均等割額の軽減 世帯主及び被保険者の合計所得に応じて、下記のとおり軽減します。

対象となる方	軽減割合
所得金額の合計が 33万円以下	7.75 割軽減 (37,793円軽減)
うち、被保険者全員の年金収入が80万円以下 (その他各種所得がない場合)	7 割軽減 (34,136円軽減)
所得金額の合計が 33万円を超え33万円 + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下	5 割軽減 (24,383円軽減)
所得金額の合計が 33万円を超え33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) 以下	2 割軽減 (9,753円軽減)

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

2. 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方は、保険料の被保険者均等割額が資格取得後2年間5割軽減され、所得割額が課せられません。